

[illegible][illegible]

明能寺

山陰石
西澤堂
西澤堂
西澤堂

下
河

資料内容

出典資料

年 月 日

絵図面

桶 32丁

香水を引取

水不足で在る

は半分ほど水も

届きりやう

乍恐以書付奉願上候

一今度西保中村下組之内在家組・横道組に用

水及^ニ争論^ニ候所、在家組用水之儀者、別紙

絵図面^ニ書上候通、居村より山沢出水有之

候、右より出口より居村迄桶木三拾式丁^ニ而右

水引取^ル申候、然所云寅卯年間^ニ而右水不

足仕、當年^ニ至候而ハ在家組漸半分水

届兼難儀仕^ル候所、横道組之者共、如何様

之存寄候哉^ル用水出口より拾四五間下山道隔

り、^ハ之畑畔より小溝御座候所、此度

(20×10)

資料内容

出典資料

年 月 日

文 文

溝渡致新^ニに山道を掘り

懸置候桶木拾五丁^ニ出水不

残引取候^ニ付^ル取成申口^ニ而、

御艾議^ル札御座候所、前書

上候通在家組用水^ニ横道組^ニ分水致

候義^無之^ニ付、山道より隔^ル畑畔より小溝有^ニ之

候迄^ニ而在家組桶より水引^ル取候堰無御座、

勿論年々桶木懸替修復^ル仕候得共、右入用

横道組江割掛候義無^ニ之、并^ニ人足等も不

差出候義毛頭無御座候、在家斗^ハ而右桶

(20×10)

No.

桶木の修復を
横道組へ掛け
ことはい人足も
差し出さることもない

年 月 日

持込組の用水は、
日頃の用水に
差つかしむことなし

持込組は用水に

差つかしむことなし

左の用水は小添で

出水、右の水はし

持込組の水道を掘割
り出水を残す
引取ることは不當

仕立候ニ付、恐横道組用水ニ引取證し、
と奉存候、其上横道組[□]大川ニ付、家数
乃、猶又西井戸久保と申所、出水有之候而
用水し差支候^(つうじ)決り、無御座候、左家之儀者
山添之^レ家居ニ而大川迄者道法^(みちのり)遠右出水占
外者、右水^レ一切無御座候、右出水不残、引取
候而も組中^レ江ハ吞水行不届、難儀至極仕
候、今度横^レ道組之者共、新記^(規カ)ニ山道を堀
割、出水不残^レ引取、其上往来通路難相成難
儀、為致^レ候段、御吟味奉願上候、且又横道

年 月 日

持込組の22人が

桶木を削り出し

証拠に、持込組の

百姓代庄右衛門

が認めし

組之者共、式拾^レ式人罷越、桶木削出シ候様
先達而申上候ニ付、右^レ證拠御紀ニ御座候
所、此義横道組之百姓代庄右衛門^レ名主所
ニ而吟味之節、式拾式人罷越、桶木削出シ
候段申候ニ付、右申口ヲ以相認^(重程)差と申候、
式拾式人一統致候と申、成證拠者無^レ無御
座候、共桶木多分ニ山道江削出シ候上ハ
何分小勢ニ而ハ相成脂敷儀と奉存候間、幾
重ニも御吟味被成下、早速用水引取候^レ様
奉願上候、以上、

資料内容

年
月
日

出典資料

山梨郡

明和九年

西保中村下組

二月

在
家
組
物
心
代

源之承

冲右衛門

下
省
下

御役所